

委 託 契 約 書 （総価契約） （案）

|                |  |
|----------------|--|
| 委託業務名          | 森林経営管理境界明確化その他業務（5-1）  |
| 履行場所           | 安佐南区沼田町大字阿戸  |
| 委託期間           | 令和5年 月 日から令和6年2月29日まで  |
| 委託契約金額         | 円<br>（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円）  |
| 支払方法           | 請求期限 受注者は発注者の検査完了後、業務が完了した日の翌日から起算して30日以内に支払請求書を提出するものとする。                                       |
| 支払期日<br>（期限）   | 契約代金の支払期日（期限）は、業務が完了した日から起算して60日目に当たる日とする。ただし、発注者の検査完了後、請求があった日から起算して30日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。 |
| 検査完了期日<br>（期限） | 公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款のとおり  |
| 契約保証金          | 要<br>ただし、公益財団法人広島市農林水産振興センター契約規則第30条第1号に該当する場合は免除  |
| その他の<br>契約事項   | 公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款のとおり  |
| 特約条項           | なし   |
| 適用除外事項         | なし   |
| 管轄裁判所          | 広島地方裁判所  |

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

発注者 広島市安佐北区深川八丁目30番12号  
公益財団法人広島市農林水産振興センター  
理事長 山地 正宏

受注者